



鳥取県公報

平成15年 8月 5日(火)
号外第114号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(12)(総務課) 1

訓 令

鳥取県訓令第12号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 8月 5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和26年鳥取県訓令甲第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘 要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘 要
1~11の2 略					1~11の2 略				
12 地方機関の長印 第1号	鳥取県何所(機関名)長印	22ミリメートル平方	機関の長		12 地方機関の長印 第1号	鳥取県何所(機関名)長印	22ミリメートル平方	機関の長	
第2号	鳥取県総合事務所長印	15ミリメートル平方	総務課長	納入通知書等電子計算機により処理する母子・寡婦福祉資金又は県営住宅の関係文書用	第2号	鳥取県総合事務所長印	15ミリメートル平方	総務課長	納入通知書等電子計算機により処理する母子・寡婦福祉資金又は県営住宅の関係文書用
第3号	鳥取県県税事務所長印	15ミリメートル平方	税務課長	納税通知書等電子計算機により処理する県税関係文書用	第3号	鳥取県県税事務所長印	15ミリメートル平方	税務課長	納税通知書等電子計算機により処理する県税関係文書用
第4号	鳥取県福祉保健局長印	15ミリメートル平方	子ども家庭課長	納入通知書等電子計算機により処理する母子・寡婦福祉資金関係文書用	第4号	鳥取県福祉保健局長印	15ミリメートル平方	子ども家庭課長	納入通知書等電子計算機により処理する母子・寡婦福祉資金関係文書用

第 5 号	鳥 取 県 何 保 健 所 長 印	50ミリメー トル平方	保健所長	あん摩マッサー ジ指圧師、はり 師、きゅう師等 に係る施術所届 出済証明書に用 いる焼印章
	鳥取県地 方県土整 備局長印	15ミリメー トル平方	住宅環境 課長	納入通知書等電 子計算機により 処理する県営住 宅関係文書用
12の2 専用 地方機関の 長印 第 1 号	鳥取県何 所(機関 名)長印 何 専 用	22ミリメー トル平方	機関の長	

13～22 略

第 5 号	鳥 取 県 何 保 健 所 長 印	50ミリメー トル平方	保健所長	あん摩マッサー ジ指圧師、はり 師、きゅう師等 に係る施術所届 出済証明書に用 いる焼印章
	鳥取県地 方県土整 備局長印	15ミリメー トル平方	住宅環境 課長	納入通知書等電 子計算機により 処理する県営住 宅関係文書用

13～22 略

附 則

この訓令は、平成15年 8月 5日から施行する。